

平成 20 年 1 月 25 日

金融庁監督局総務課 御中

全国銀行協会

「反社会的勢力による被害の防止」に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」
等の一部改正（案）に対する意見

平成19年12月18日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

反社会的勢力による被害の防止に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案に対する意見

該当箇所	意見等
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 -1-2-1-(1) 監査役設置会社である銀行の場合 代表取締役 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -1-2-(1))</p>	<p>「『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について』の内容を踏まえた基本方針を明確に示し、行内外に宣言しているか」に関しては「内部統制システム」に明確に位置付けたくうえで、対外公表する必要があるとの主旨と考えるが、「対外公表」の方法、程度について、どのようなレベルでの対応が求められるのか、例示を示していただきたい。</p>
<p>同上</p>	<p>「行内外に宣言した基本方針を実現するための行内体制の整備、従業員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに、定期的にその有効性を検証しているか。」との記載があるが、預金等受入金融機関に係る検査マニュアルには、「定期的にその有効性を検証しているか」との文言は無く、検査マニュアルと平仄が取れていない。検査マニュアルとの平仄を取るよう、調整していただきたい。</p> <p>また、「従業員の安全確保」のための「必要な態勢」について、従業員の安全確保のための警備部署を銀行自ら組織する必要がないことを確認したい。</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-1 意義 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-1)</p>	<p>「金融機関自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる」との記載があるが、「ステークホルダー」の具体的な内容、範囲を確認したい。</p> <p>また、「顧客等」が反社会的勢力からの被害を受けないために、銀行として「顧客等」に対して何らかの働きかけや、指導を行うことを求めているものではないとの理解でよいか確認したい。</p>
<p>同上</p>	<p>「なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。」との記載については、従業員の安全を犠牲にしてでも問題解決に取組むべきとの誤解を生む懸念がある。</p> <p>このため、「なお、<u>反社会的勢力との対応にあたっては従業員の安全確保が最優先課題となるが、従業員の安全が・・・</u>」等と変更する必要があると考える。</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-1 (参考) (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-1)</p>	<p>反社会的勢力のとらえ方として、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」の記載が参考として明記されているが、反社会的勢力との関係遮断の実効性確保のためには、反社会的勢力に関して具体的な定義等を策定する必要がある。特に行為要件について、より具体化した定義等を策定することが必要であると考え。</p>

該当箇所	意見等
同上	<p>「…詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団」とあるが、粉飾、脱税、談合等、単なる経済犯罪事案のみでは反社会的勢力と規定する必要はないとの理解でよいか確認したい。</p> <p>同様に「暴力的な要求行為」や「法的な責任を超えた不当な要求」を行う者について、当該行為をもって一律に反社会的勢力とするのではなく、内容を踏まえ、「反社会的勢力に該当するか否か」を銀行として判断することによいか確認したい。</p> <p>また、「社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団」の具体的な定義・具体例を明示していただきたい。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2)	<p>冒頭で「反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、<u>個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。</u>」との記載がある一方、(1)において、「反社会的勢力とは<u>一切の関係をもち、</u>…」といった記載がある。</p> <p>反社会的勢力との関係遮断の必要性は言うまでもないが、反社会的勢力が利するような取引でないものまで一律に遮断するのではなく、冒頭に記載されているとおり、個々の取引状況等で判断することによいか確認したい。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(1) 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(1))	<p>「反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施」および「必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入」との記載については、銀行における全ての取引類型を対象としたものではなく、各行における行内体制の整備がなされていない状況で一律に導入を求めるものではないとの理解でよいか確認したい。</p> <p>なお、暴力団排除条項は、反社会的勢力との関係遮断の取組みにおいて、重要なツールであり、業界全体で同時並行的に導入を進めることが関係遮断に向けた取組みの実効性向上に繋がるものと考え。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(1) 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(1))	<p>「定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行うこと」との記載があるが、定期的に株主の属性把握を行い、株主の立場を利用しての不当要求へ備えるとの主旨で、株主からの排除を求めたものではないと理解しても良いか確認したい。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(1) 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(1))	<p>「不適切・異例な取引を行わないこと」との記載については、取引の種類だけでなく、取引の内容・条件について言及したものであるなら、どのような取引を想定したものが確認したい。</p>

該当箇所	意見等
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(2) 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(2))	<p>(2)における「反社会的勢力対応部署」とは「金融検査マニュアル」の「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト、.個別の問題点、3.反社会的勢力への対応」における「担当部署」と同義という理解でよいか。また、(2)における「担当者」ないし「担当部署」は何らかの定義により使命付けされた特定の担当者/担当部署という意味ではなく、事案毎の担当者/担当部署を指すという理解でよいか確認したい。</p> <p>なお、「金融検査マニュアル」の「担当部署」と同義ということであれば、「主要行等向けの総合的な監督指針」等との間で、用語を統一していただきたい。</p>
同上	<p>「反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか」との記載があるが、留意点や、「定期的な有効性の検証」の具体的内容を示していただきたい。</p>
同上	<p>「株主の属性判断」とあるが、株主は日々変動することから、疑念が生じた場合に属性判断を行えるような体制を整備することを求めているということできいか確認したい。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(3) 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(3))	<p>「反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもとに対応を行うこと」との記載があるが、事案の重要性の軽重や喫緊性にかかわらず、一律に経営陣の指示・関与を求めたものではなく、事案の内容等に応じ、取締役等の経営陣により設置された枠組に基づき適切に対応されているかとの主旨と理解してよいか確認したい。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(4) 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-2(4))	<p>「反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。」との記載があるが、「反社会的勢力対応部署」と「不祥事案を担当する部署」は別々の組織ではなく、同じでも問題ないことを確認したい。</p>
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1-4-3 監督手法・対応 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -3-1-4-3)	<p>「検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には」との記載があるが、不祥事件等届出書は反社会的勢力との取引について報告するものではない。</p> <p>「不祥事件等届出書」の記載を削除するか、「不祥事件等届出書による事案について分析等した結果、反社会的勢力との関係を遮断…」という表現に修正していただきたい。</p>

以上